

「ワンクリック請求のトラブル」 ～慌てて支払わないで～

内容

昨日、スマホで「無料」と表示されていたアダルトサイトで、「18歳以上」をクリックした後年齢を入力したら、突然、有料会員登録になり、30万円の料金請求画面が表示された。驚いて「退会の手続き」の画面があったので、表示された電話番号に電話をかけたが誰も出なかった。しかし、今日サイト業者から電話があり「有料会員登録をしているので30万円を支払ってほしい。支払いがなければ、民事訴訟する。」と請求された。どうしたらいいか。(40代、男性)

消費生活センターからのアドバイス

全国の消費生活センターなどには「アダルトサイトを見ようとしたら、突然『登録完了』等の画面が表示され高額な料金を請求された、支払ってしまった」などの「ワンクリック請求」に関する相談が多く寄せられています。

ワンクリック請求とは、無料と思って再生画面や年齢確認をクリックした利用者に対し、サイト運営者が利用者の意思に反して「会員登録」を行い、料金を請求するなどの手口です。インターネットを悪用した不当な料金請求の一種です。

トラブル防止のポイントは次の通りです。

「無料」のキーワードでサイト検索をしても無料サイトとは限りません。安易にクリックしないようにしましょう。

「退会・解約はこちら」「誤操作の方はこちら」等の案内があっても、決して連絡してはいけません。支払いをさらに求められたり、個人情報聞き出されたりする危険があります。事業者にお金を支払ってしまうと、取り戻すことは困難です。慌てて支払わないようにしましょう。

2次被害に注意しましょう。ネットで検索した「トラブル解決」などをうたう窓口に相談したら、相手は探偵業者で、調査費用を請求された上に解決できないという事例もあります。まずは消費生活センター等へ相談しましょう。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。



おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

【相談受付時間】 平日(月～金曜日) ... 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター

(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター

(0956-22-2591)

島原市消費生活センター

(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター

(0957-22-3113)

大村市消費生活センター

(0957 52 9999)

平戸市消費生活センター

(0950 22 9122)

松浦市消費生活センター

(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所

(0920-52-8322)

壱岐市消費生活センター

(0920-48-1135)

五島市消費生活センター

(0959-72-6144)

西海市消費生活センター

(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター

(0957 38-7830)

南島原市消費生活センター

(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります